

広島市吉島福祉センター

指定管理者応募要領

平成29年7月  
広島市健康福祉局

＜広島市吉島福祉センター指定管理者応募要領 目次＞

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の範囲	1
	(2) 指定管理者に委託する業務	1
	(3) 自主事業の実施	1
	(4) 利用促進の取組	1
	(5) 留意事項	1
5	管理の基準	2
	(1) 休館日	2
	(2) 開館時間	2
	(3) 関係法令等の遵守	2
	(4) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案	2
6	指定管理料に関する事項	2
	(1) 指定管理料の上限額	2
	(2) 指定管理料の支払方法	2
	(3) 使用料の取り扱い	2
7	指定の取消し等	3
8	申請資格等	3
	(1) 基本的事項	3
	(2) 選定基準	3
	(3) 欠格事項	3
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	4
9	応募要領の配布時期、説明会等	4
	(1) スケジュール	4
	(2) 応募要領の配布時期、場所等	4
	(3) 説明会の開催日時、場所等	4
	(4) 質問の受付	5
	(5) 申請書の受付	5
10	提出書類・提出部数	5
11	管理運営に関する収支計画書の開封	5

12	その他留意事項	5
13	審査及び選定に関する事項	6
	(1) 審査方法等	6
	(2) 仮協定・協定の締結	6
	(3) 評価方法	6
	(4) 選定審査対象からの除外	6
	(5) 審査結果の通知及び公表	7
	(6) その他	7
14	管理業務仕様書	8
15	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	15
16	個人情報取扱特記事項	22
17	広島市吉島福祉センター指定管理者の申請者の評価項目等	23
18	別表1 建物・設備管理業務	
19	別表2 清掃業務の仕様	
20	別表3 備品リスト	
21	提出書類一覧	
	・様式1 指定申請書（単独団体用）	
	・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）	
	・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状	
	・様式4 事業計画書	
	・様式5 実施計画書	
	・様式6及び様式6別紙 管理経費の収支計画書及び内訳書	
	・様式7 広島市が推進すべき施策に関する報告書	
	・様式8 団体の概要	
	・様式9 役員名簿	
	・様式10 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）	
	・様式11 障害者雇用計画書	
	・様式12 宣誓書	
	・様式13 申請関係質問票	
	・様式14 応募説明会参加申込書	
	・様式15 辞退届	
	・様式16 委任状	

# 広島市吉島福祉センター指定管理者応募要領

## 1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市吉島福祉センターの指定期間が平成30年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

## 2 施設の概要（関係図面（平面図等）は地域福祉課で閲覧できます。）

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 名称    | 広島市吉島福祉センター（以下「福祉センター」という。）          |
| (2) 所在地   | 広島市中区吉島東二丁目17番30号                    |
| (3) 建物構造  | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建                    |
| (4) 敷地面積  | 1,699.80㎡                            |
| (5) 延床面積  | 1,478.89㎡                            |
| (6) 施設内容  | ホール、料理教室、集会室、会議室（4室）、ラウンジ、幼児室、事務室 ほか |
| (7) 開設日   | 平成16年12月1日                           |
| (8) 駐車場   | 15台                                  |
| (9) 施設所管課 | 中区厚生部生活課                             |
| (10) 設置条例 | 広島市福祉センター条例（以下「条例」という。）              |

## 3 指定期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とします。

## 4 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の範囲

- ア 福祉センターの事業の実施等に関する事。（条例第3条）
- イ 福祉センターの使用の許可に関する事。（条例第4条、第5条、第10条）
- ウ 福祉センターへの入場の制限に関する事。（条例第6条）
- エ 福祉センターの建物及び設備の維持管理に関する事。
- オ その他市長が定める業務

### (2) 指定管理者に委託する業務

上記の業務以外に、条例第7条に規定する福祉センターの事業目的以外の使用に係る使用料の収納事務を委託します。

### (3) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

### (4) 利用促進の取組

福祉センターの利用促進を図るため広島市が設定している数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の数値目標：平成30年度45,600人   平成31年度45,600人  
平成32年度45,600人   平成33年度45,600人

### (5) 留意事項

- ア 業務内容の詳細は「広島市吉島福祉センター管理業務仕様書」を参照してください。
- イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者

等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

## 5 管理の基準

(1) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後10時まで

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市福祉センター条例、広島市福祉センター条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(4) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

## 6 指定管理料に関する事項

指定管理料については指定管理者が提案した額を支払います。

なお、福祉センターでは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制は採用しません。したがって、使用料はすべて広島市に帰属します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（4年分）の上限額は、**4,204万7千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、施設の管理運営に要する経費を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

※ 指定管理料の上限額には、次の経費を含みます。

- |   |
|---|
| ① 人件費   |
| ② 物件費   |
| 建物・設備管理経費、消耗品費、食糧費、光熱水費、修繕料、謝礼金、通信運搬費、手数料、公租公課 など |

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

(3) 使用料の取り扱い

ア 福祉センターの使用料は無料です。ただし、福祉センターの事業目的以外に使用する場合は、その許可の際、条例の別表に掲げる使用料を徴収します。

なお、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制は採用しません。このため、使用料は全て広島市に帰属します。

イ 徴収した使用料については、収納金日報を作成し、1日分をまとめて翌日（翌日が金融機関の営業日でないときは、直近の営業日に1日分ごとに分けて）に必ず金融機関に納付してください。

## 7 指定の取消し等

- (1) 広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
  - ア 条例、規則等に違反したとき。
  - イ 業務に際し不正行為があったとき。
  - ウ 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
  - エ 条例第15条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
  - オ 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - カ 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
  - キ その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。
- (2) 指定を取り消した場合、広島市が受けた損害は、指定管理者が賠償することとします。また、管理の準備に係る指定管理者の人件費等の経費は、指定管理者の負担とします。
- (3) 広島市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、指定業務の継続が困難となった場合は、指定を取り消すこととします。この場合の管理の引継ぎに係る指定管理者の経費については、指定の取り消しの事由により別に協議します。

## 8 申請資格等

### (1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

#### ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。

なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

#### イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

### (2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

#### ア 市民の平等な福祉センターの利用が確保されること。

#### イ 事業計画書の内容が、福祉センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

#### ウ 事業計画書に沿った福祉センターの管理を安定して行う能力を有していること。

#### エ 地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。

### (3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式11。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期まで法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

## 9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成29年7月14日から平成29年9月29日まで
イ 説明会の開催	平成29年7月24日 午前9時から
ウ 質問受付期間	平成29年7月31日から平成29年8月14日まで
エ 申請書受付期間	平成29年9月25日から平成29年9月29日まで
オ 書類審査	平成29年10月中旬
カ 面接審査	平成29年10月下旬
キ 審査結果の通知	平成29年11月上旬
ク 仮協定の締結	平成29年11月中旬
ケ 指定管理者の指定	平成29年12月下旬
コ 協定の締結	平成30年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成29年7月14日から平成29年9月29日まで  
 午前8時30分から午後5時15分まで  
 ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：健康福祉局地域福祉課及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：平成29年7月24日 午前9時から

開催場所：広島市吉島福祉センター

申込方法：参加を希望する団体は、現地説明会参加申込書（様式14）を提出してください。

なお、参加者数は1団体（1グループ）2名以内とします。

申込先は、7ページの問い合わせ先を参照

郵送、FAX、電子メール可

申込期限：平成29年7月20日 午後5時まで

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

#### (4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年7月31日から平成29年8月14日まで

受付方法：所定の質問票により、地域福祉課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月8日までに、広島市ホームページに随時掲載します。

#### (5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成29年9月25日から平成29年9月29日 午後5時まで

提出場所：健康福祉局地域福祉課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

## 10 提出書類・提出部数

提出書類一覧（別紙1）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

## 11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式6）及び積算内訳書（様式6別紙）については、次のとおり開封します。

### (1) 開封日時、場所等

開催日：平成29年10月2日 午前10時から

開催場所：健康福祉局地域福祉課

### (2) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

## 12 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんに



かかわらず返却しません。

- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

### 13 審査及び選定に関する事項

#### (1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式16）を持参してください。

#### (2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

#### (3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価項目等）により評価します。

#### (4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期限を超過してから提出書類が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問い合わせ先

広島市健康福祉局地域福祉課 担当：早川主事、山縣課長補佐

TEL 082-504-2137

FAX 082-504-2169

メールアドレス [chiikifukushi@city.hiroshima.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.hiroshima.lg.jp)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号